

「不利益処分」基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	認定特定非営利活動法人等に対する勧告、命令等	
根拠法令・条項	特定非営利活動促進法第65条	
所 管 課	市民生活部 生涯学習課	
処 分 基 準	・所轄庁は、認定特定非営利活動法人等について、特定非営利活動促進法第67条第2項各号(同条第3項において準用する場合を含む。)のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合には、当該認定特定非営利活動法人等に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべき旨の勧告をすることができる。(上記の勧告をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その勧告の内容を公表しなければならない。) ・所轄庁は、上記の勧告を受けた認定特定非営利活動法人等が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置を採らなかったときは、当該認定特定非営利活動法人等に対し、その勧告に係る措置を採るべきことを命ずることができる。(上記の命令をしたときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その命令の内容を公表しなければならない。)	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 するとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	